

有田川町の 財政 事情

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項および第22条第1項の規定により、令和5年度（2023年度）決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

令和5年度（2023年度）においても 町の財政の判断指標の評価は「健全」

しかし、地方交付税などの依存によるところが大きいため、今後はさらなる自主財源の確保に努める必要があるほか、引き続き無駄のない財政運営が求められます。

問 財務課（吉備庁舎）

健全か否かの指標

「健全化判断比率」「資金不足比率」は、地方公共団体の財政が健全かどうかをチェックするための指標です。

表に記載している①～④の比率について、早期健全化基準（イエローカード）を超えて「早期健全化団体」になった場合は「財政健全化計画」を、⑤の基準を超えた場合は「経営健全化計画」を策定し、それぞれの計画に従って、財政の健全化に取り組むことになります。

また、財政再生基準（レッドカード）を超え、財政破綻状態である「財政再生団体」になった場合は「財政再生計画」を策定し、国や県の関与による確実な財政の再生が求められます。

有田川町の現状

① 実質赤字比率

一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標。令和5年度（2023年度）決算では、

実質収支額が黒字のため、赤字額はありません。

② 連結実質赤字比率

一般会計などに加え、公営企業会計を含めた全ての会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標。①と同様、赤字額はありません。

③ 実質公債費比率

公債費（借入金の元利償還金）の水準を測る指標で、一

般会計などが負担する全ての会計の公債費の標準財政規模に対する比率。

前年度に比べて、0.1ポイント上がりました。

④ 将来負担比率

一般会計などに加え、公営企業会計・一部事務組合・広域連合・第三セクターなどを含めた負債のうち、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標。

前年度に引き続き比率が発生しませんでした。今後も計画的な事業の実施によって地方債残高の抑制が必要です。

⑤ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率。令和5年度（2023年度）も全ての公営企業会計に資金不足が生じていません。

有田川町の健全化比率など（単位：％）

	令和5年度 (2023年度)	令和4年度 (2022年度)	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
① 実質赤字比率	—	—	13.29	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	18.29	30.00
③ 実質公債費比率	13.1	13.0	25.00	35.00
④ 将来負担比率	—	—	350.00	
⑤ 資金不足比率	—	—	20.00	

※比率が発生していない場合は「—」と記載しています。